### 議案第80号 説明資料

# 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

「条例」 …… 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (昭和48年条例第30号)

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要
助成対象者の範囲	条例第3条	本町における重度心身障害者医療費助成事業の対象者は、北海道が実施する北海道医療給付事業の対象者に合わせ、65歳以上の後期高齢者医療制度加入者のうち、市町村民税世帯非課税者及び現役並み所得者である3割負担者とし、課税世帯の1割負担者は助成対象外としている(※課税世帯については、重度心身障害者医療費助成事業・後期高齢者医療制度の両制度において自己負担割合が1割となるため)。「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、令和3年6月11日に公布され、後期高齢者医療制度加入者のうち、一定の所得以上である者について、令和4年10月1日から医療費の窓口負担が2割となる。この改正を受け、北海道が、後期高齢者医療制度において自己負担割合が2割となる後期高齢者医療制度加入者について、現行制度における1割を維持するべく、北海道医療給付事業の見直しを行ったことから、本事業の助成対象者に加える。  (例) 重度心身障害者医療費助成の対象である後期高齢者医療制度加入者が通院した場合(令和4年10月1日から窓口負担が2割となる方)「道」北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成「町」・北海道医療給付事業に基づく道助成		
		後期高齢者医療制度 9割       自己負担 1割         (改正後)       1割		
		後期高齢者医療制度       道       町       自己負担         8割       0.5割       0.5割       1割		

## 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

#### 条 現 行

○幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例

(昭和48年10月1日 条例第30号)

第1条 略

(定義)

第2条

 $1 \sim 3$ 

- 4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険 各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する 給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規 定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。) 若しくは組合員であるときは当該 医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養 に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額と する。) と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等 の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算し た額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 第4条第1項に規定する「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をい う。
- 6 この条例において「基本利用料」とは、健康保険法第88条第4項に規定する厚 生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額 をいう。
- 7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規 定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項 8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項 に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若し

改 条 例 īF.

○幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例

(昭和48年10月1日 条例第30号)

第1条 略

(定義)

第2条

 $1 \sim 3$ 

- 4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険 各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する 給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規 定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。) 若しくは組合員であるときは当該 医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養 に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額と する。) と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等 の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算し た額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 第4条第1項に規定する「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をい う。
- 6 この条例において「基本利用料」とは、健康保険法第88条第4項に規定する厚 生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額 をいう.
- 7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規 定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若し

### 現 行 条

くは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は 医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるも のをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割 合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって次の各号のい ずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又 は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精 神障害者にあっては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあって は、入院及び指定訪問介護に係るものに限る。) について助成する。

(1)及び(2)

- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
  - ア
    所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律 第89号) 第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」とい う。) の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - ウ 高確法の規定による医療を受けることができる者(同法第67条第1項第2 号に掲げる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第 318号) 第14条第5項に規定する市町村民税世帯非課税者であるものを除 く。以下この号において「世帯課税者」という。) 又は医療保険各法(高確 法を除く。)において高確法の医療給付と同等の給付を受けることができる 者(世帯課税者と同等の給付を受けることができる者に限る。)であるこ
  - エ 65歳以上の者で、高確法の規定による医療を受けていないものであるこ

(4)

(助成の額)

第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食 第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食 事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とす

#### 正 条 例 改

くは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医 療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものを いう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減 じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって次の各号のい ずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又 は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精 神障害者にあっては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあって は、入院及び指定訪問介護に係るものに限る。)について助成する。

(1)及び(2)

- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
  - ア
    所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律 第89号) 第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」とい う。) の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - ウ 高確法の規定による医療を受けることができる者(同法第67条第1項第2 号及び第3号に掲げる者並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平 成19年政令第318号) 第7条第3項第2号に規定する市町村民税世帯非課税 者であるものを除く。以下この号において「世帯課税者」という。) 又は医 療保険各法(高確法を除く。)において高確法の医療給付と同等の給付を受 けることができる者(世帯課税者と同等の給付を受けることができる者に限 る。) であること。
  - エ 65歳以上の者で、高確法の規定による医療を受けていないものであるこ

(4)

(助成の額)

事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とす

-21					
現行条例	改 正 条 例				
る。 2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより 算定した額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える額を助成する ことができる。	る。 2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより 算定した額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える額を助成する ことができる。				
第5条~第13条 略	第 5 条~第13条 略				